

盛岡広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1） 路線名 大ヶ生徳田線
 - （2） 供用開始の区間 盛岡市乙部15地割45番1地先から14地割77番5地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年2月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで
-
- 2（1） 路線名 氏子橋夕顔瀬線
 - （2） 供用開始の区間 盛岡市安倍館町181番3地先から前九年二丁目63番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年2月18日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月18日から同年3月18日まで